

霞が関の中央官庁の花壇等での 復興再生利用の状況について

令和 8 年 3 月 27 日
環境省 環境再生グループ

環境再生に関する技術等検討会
(第 2 回)

霞が関の中央官庁の花壇等での復興再生利用概要



中央合同庁舎第3号館
正門駐車場花壇
(国土交通省、
海上保安庁)



9/20,21
施工

中央合同庁舎第6号館
北側駐車場の花壇
(法務省、
検察庁他)



9/24,25,26
施工

外務省 南庁舎入口の盛土



10/11,12,13
施工

中央合同庁舎第2号館
中庭花壇
(総務省、
警察庁、
消防庁他)



9/20,21
施工

中央合同庁舎第8号館
正面玄関
駐車場花壇
(内閣官房、
内閣府)



9/27,28
施工

中央合同庁舎第1号館
正面玄関前花壇
(農林水産省、
林野庁、水産庁)



10/4
施工

中央合同庁舎第4号館
駐車場前
花壇
(復興庁、
財務省、
内閣府他)



9/14,15
施工

経済産業省総合庁舎
中庭駐車場
前花壇



9/13,14,15
施工

中央合同庁舎第5号館
サンクン
ガーデン
(環境省、
厚生労働省)



9/13,14,15
施工

※「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」
で示した霞が関の中央官庁の花壇等での利用場所での工事が完了しました。(令和7年10月)

空間線量率の測定状況

- 空間線量率の測定は、理解醸成のため、工事後1か月間は週1回、その後1年間は月1回測定。
- 施工地点における維持管理時の測定結果は、同一地点の施工前の結果に対し、天候等による変動もあり、 $-0.02 \sim +0.06 \mu\text{Sv/h}$ 変化。
- 施工地点におけるこれまでの維持管理時の測定結果を平均すると、同一地点の施工前の結果に対し、 $+0.01 \sim +0.04 \mu\text{Sv/h}$ 変化。それから推計される復興再生利用による追加被ばく線量は年間1 mSv ※を大きく下回るため、人体への影響を無視できるレベルである。

※汚染状況重点調査地域の指定に際しては、自然放射線を $0.04 \mu\text{Sv/h}$ 、1日の滞在時間を屋内16時間・屋外8時間、屋内における木造家屋の遮へい効果を0.4倍と想定し、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ に相当するとしている。

